

# 都労委闘争NEWS

第10号

08年1月15日

発行：東京清掃労働組合 都労委闘争勝利対策委員会 編集：企画部  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ4F  
TEL：03-3237-9995 FAX：03-3237-4541  
http://www.tokyoseisou.or.jp E-mail：honbu@tokyoseisou.or.jp

東京清掃08年  
団結旗開き

## 水島副区長会会長「都労委問題に 交渉責任者として真剣に取り組む」

協議・調整の場は現在も不調。一刻も早い解決に向け、政治決断を！

昨年の賃金確定闘争は、「9.0%の給与水準の引き下げ」という厳しい内容ながら、事業執行に関わる本件について、最終団交で「特別区清掃事業の最大の課題であるサーマルリサイクルを円滑に実施していくため、特別区の清掃事業の実態を踏まえ、早期に適切な解決が図られるよう…、副区長会会長として十分に努力してまいりたいと考えております。」という回答を引き出したこと等を受け、苦渋の判断ながら妥結に至りました。

1月10日に開催されたわが組合の『2008年団結旗開き』に副区長会として初めて来賓として出席した水島会長（豊島区副区長）は、挨拶で都労委問題について触れ「給与改定については、皆さんには大変厳しい判断をお願いした。残る課題の解決に向け、組合との協議調整の場をどうするかが極めて重要。真剣に取り組んでいきたい。」と、改めて本件の解決に向けた決意が示されました。

わが組合の組織の存亡をかけた闘いである都労委闘争は、06年3月3日に不当労働行為の救済申立てをしてから、間もなく二年近くになります。一昨年10月の区長会総会で了承・決定された対応に沿って、清掃部長会正副会長と『協議調整の場』を幾度となく持ってきましたが、残念ながら現在に至るも解決に向けた協議の進展には至っていません。

全ての区でサーマルリサイクルの本格実施を控え、東京23区部の清掃事業は分別方法を中心に劇的に変化しようとしています。共通基準項目を労使で確認する交渉ルールの確立は、23区の安定的な清掃事業の執行にとって必要不可欠なものです。06年3月までの6年間の統一交渉は、清掃事業の円滑な運営に大いに貢献して来ました。これらの課題は、私たちの労働条件に密接に関係するものです。

清掃部長会との『協議調整の場』が不調に終わっている現在、区長会としての賢明な判断と誠意ある対応を強く求めざるを得ません。



旗開きで挨拶する水島副区長会会長

わが組合は、都労委から示された「要望書」「要望」や区長会で了承、決定された対応に沿って、粘り強く協議に臨んできました。都労委への申立以降、二度にわたる年末年始作業計画や次年度作業計画交渉がありました。わが組合は、清掃事業の実施に支障・混乱を来たさぬよう、「現実的な対応」として、区長会が決めた「互譲の精神」に則り、各区との交渉を行うことで対応してきました。また、かつての統一交渉11項目も一定の整理をする中で、「自己の立場・主張にこだわることなく」歩み寄りの姿勢を示してきました。

昨年10月18日付の「協議調整を区長会から下命されている清掃部長会への申入れ（提案）」は、組合側から部長会会長への「申入れ（提案）」という形となっていますが、10月4日と10月18日の協議調整の場において集中的に労使（正副会長と清掃労組）が協議し、事実上「合意された内容」を組合側で文書化したものなのです。

### 『協議調整の場』では具体的には進展無し

部長会からの申し入れで、旗開き当日の1月10日午前中に『協議調整の場』が持たれました。この日は、「昨年、11月の部長会前に水島副区長から解決案を求められ、各区に意見を求めた。」「いくつかの区から『協議調整の場は意見交換の場であって、縛られるものではない』といった意見が出され、部長会としてまとめられる状況ではない。」との趣旨が明らかにされました。

部長会正副会長が了解できる内容としたものが、清掃部長会では了承されなかったと言うのです。長い時間をかけて議論し、協議調整そのものでは事実上は合意できたにもかかわらず、清掃部長会での了承が得られなかったため協議調整の場では不調となったものです。

いまだに都労委から出された要望の意味や協議調整の場が設置された意味が理解されていないことが今回の協議調整の場において明らかにされ、組合側委員が声を荒げる場面もありました。

いつも引用している有名な文言、「課題解決に向けて、円滑に協議を進めるため、両当事者は、互譲の精神をもって誠意ある協議を行うよう務める。」は、06年10月16日の区長会総会で確認されたものです。この「互譲の精神」をもって誠意あ

る協議を行う」との文言を都労委が使った文言と正副会長が理解し、清掃部長会のほとんどの部長も都労委の言葉と理解していたことが判明したのです。

『協議調整の場』を交渉の場とするように都労委は求めています。あくまでも紛争解決のために、当事者双方が自主的に協議をし、正常な労使関係と交渉ルールの確立のために『協議調整の場』での議論が求められているのです。我々もそういう理解の下で、『協議調整の場』に臨んで来ました。そのことを理解せず、いつまでも入り口論に終始する清掃部長会の姿勢は、当事者能力の欠如を指摘せざるを得ません。こうなった以上は、協議調整が整わなかったのではなく、清掃部長会としてまとめることが出来なかったことを区長会に報告し、区長会の判断を仰ぐべきであると正副会長に求めました。

### 水谷労働委員「一日も早い解決を」

都労委の本件担当労働委員の水谷氏（連合東京企画組織局長）からも旗開きの来賓としてご挨拶をいただきました。「まさかここまで長引く事件になるとは思っていませんでした。23区長を当事者とする事件を扱うの



旗開きで挨拶する水谷都労委労働委員

は都労委としても初めてのことであり、藤田都労委会長自らが担当公益委員にあたったことから、都労委としてのこの事件の重要性の認識がお解りになると思います。」「都労委としての基本的なスタンスは、労使紛争を円満に解決すること。正常な労使関係を確立して一日も早い解決を望みます。」と挨拶されました。

わが組合は、労使による自主決着を目指してここまで粘り強く協議に臨んできました。しかし、これ以上解決が長引くことはもう許されません。区長会の賢明な判断と誠意ある対応を強く求めるものです。